不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>道路予定区域における許可等の取消、工作物除去命令等</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>道路法第９１条第２項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>インフラ整備部道路管理課管理係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関係条項</td><td>道路法第７１条第１項</td></tr>
<tr><td>基　準

（未設定の場

合はその理由）</td><td>【根拠条文】
（道路予定区域）
第九十一条　［略］
２　道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条から第四十四条の三まで、第四十七条の十一、第四十八条、第四十八条の四十五（第三十二条第一項又は第三項の規定の適用に係る部分に限る。）、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二（第二項を除く。）、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

【関係条文】
道路法
第七十一条　道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。
一　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
二　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
三　偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者
２　道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。
一　道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
二　道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
三　前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

【基準】
根拠条文に同じ。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>